

令和4年度防災分野のデータプラットフォーム整備にむけた調査検討業務  
実務検討ワーキンググループ(第2回)  
議事要旨

1. 日時

令和5年1月18日(水) 10:00~12:00

2. 出席者

秋富委員、有吉委員、岡本委員、大工園委員、宮川委員(50音順)  
内閣府(防災担当)、デジタル庁、(国研)防災科学技術研究所

3. 議事次第

- (1) 本事業概要の振り返り
- (2) 関連事業の状況報告
- (3) 本調査事業の検討状況について
- (4) 今後の予定

4. 議事要旨

内閣府・デジタル庁より、本事業の概要の振り返りや関連事業の検討状況を説明したのち、本調査事業の検討状況を報告した。各委員からは以下の意見等があった。

【(1)本事業概要の振り返り・(2)関連事業の状況報告 について】

- 災害現場から収集した動画データ等の情報は、自治体の災害対策本部会議での意思決定に資する形式で提供されると有用である。
- 防災DX官民共創協議会は、NPOのデジタル化の取組とも連携して、検討が進められることが望まれる。
- ドローン映像に関して、行政だけでは人員不足により撮影範囲が限られることから、官民が連携した撮影体制の構築が重要である。また、自治体では、ネットワーク分離の関係上、データ容量が大きいとアップロードができない場合があること、アップロード作業が職員の負担となること等の課題がある。

【(3)本調査事業の検討状況 について】

- 被災者個人に向けた災害対応を担うのは都道府県や市区町村であるため、次期総合防災システムが都道府県や市区町村の災害対応業務にも役立つようなシステムとなることを期待する。

- 発災後に、市区町村が民間事業者と業務委託契約し、被災者から同意を得て民間事業者へ個人情報を提供する場合よりも、平時に取得済みの個人情報を発災後に民間事業者へ提供する方が課題となることが多い。
- 長期的にマイナンバーカードやマイナポータル等のシステムと連携することを念頭に、検討を進めることが望ましい。
- 災害発生前の平時のデータの中にも、非常食の備蓄量など、流動的なデータも存在する。また、平時のデータ更新の形態も念頭におきつつ、災害時のデータ利用形態を想定することが、データの流通促進に繋がると考えられる。
- 発災初期には、情報の確度を問わず未確定情報や推計情報を活用することは不可欠であり、それを前提としたルールが必要と考える。
- 支援を申し出る民間災害支援団体の真正性の確認をするユースケースは、実態としてかなり多く発生する。
- 自治体では、災害時に複数の機関から同様の問合せをされることがある。こうした重複が減るよう、情報処理フローを整理することが望ましい。
- 共有が望ましい情報項目の整理の次には、情報の取得先の整理が必要となる。
- 共有が望ましい情報項目の多くは自治体が情報提供元である。自治体側が提供を積極的に行うためには、自治体から国への一方通行の報告だけでなく、報告した情報による意思決定結果のフィードバック等のインセンティブの設計が重要である。
- 避難指示を発令する行政地区単位の事前設定や ID 管理は、災害対応やアプリ等との連携に有用であると考えため、国が主動して整備することを期待する。
- 未確定情報や推計情報であっても、市区町村、都道府県、国が同じ状況認識のもと災害対応にあたれるようにすることが重要である。
- 災害対応に必要なガイドラインや指針のみならず、災害の都度、各府省庁から発出される通知文や事務連絡（例えば内閣府による災害救助法の特別基準に関する通知、財務省による金融関係の特別措置に関する通知、厚生労働省による保険証紛失と保険診療に関する通知等）について、少なくとも東日本大震災以降の過去のアーカイブも含めて、災害対応時に、公務員のみならず、被災者支援に関わる民間支援団体や専門家らも迅速に参照できるように、リアルタイムで公表し、かつシステム上も参照可能な仕組みを整えることが望ましい。
- 省庁所管施設の被害状況については、自治体システムへの入力に加え、所管省庁専用の様式・システムによる報告が必要なことが多く、職員の負担となっているので、次期総合防災情報システムでは効率化に配慮されることを期待。

- 全ての危機対応、すなわち、安全保障分野、防災分野、重要インフラ分野の3分野について、国、特にデジタル庁はグリップをして、政府相互運用性フレームワーク（GIF）によるデータ設計とともに、ルールや機能等についても他分野と連携した検討をされることが望ましい。
- 具体のシステムの活用では、現場が進んで活用したいと思うシステムであり、なおかつ柔軟に変更ができることが重要である。そのため、システム利用者とシステム開発者がともにシステム利用状況について評価・振り返りができるように構築することが望まれる。
- 災害対応を行う主体が実際に活用する情報を整理することが重要である。また、各主体が活用目的に応じて、情報を加工できる仕組みを次期総合防災情報システムに実装されることが望ましい。

## 5. その他

ワーキンググループの後に、委員から以下の意見があった。

- 内閣府防災が策定をすすめる「防災分野における個人情報の取扱いに関する指針」では、災害時における被災者の生命身体の保護を図るという目的を最大限優先するという観点から、個人情報の積極的な活用場面についても指針を示しているところである。したがって、法律以上の過剰な条件によって個人情報の流通を阻害することがないように留意が必要である。